

実施計画書（仕様書）

1. 件名

令和 5 年度化学物質規制対策（化管法届出外排出量推計に関する調査）

2. 事業目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。) では、規定する要件を満たす対象事業者に対し、規定する第一種指定化学物質の排出量等の届出を義務付けている。他方、対象事業者から届け出られた排出量以外の第一種指定化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）については、国が推計することが規定されており、これまで平成 13 年度排出量から令和 3 年度排出量までの計 21 回、届出排出量と併せて公表している。

届出外排出量については、以下の 4 つの事項ごとに算出すること、想定される主要な排出源からの第一種指定化学物質の排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うことが規定されており、用いる数値情報や推計手法等については必要に応じて見直しを行い推計精度の向上を図っているところである。

- 1) 対象業種を営む事業者からの排出量のうち、従業員数、取扱量などの一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- 2) 非対象業種のみを営む事業者からの排出量
- 3) 家庭からの排出量
- 4) 移動体からの排出量

本事業においては、上記 1) に示す従業員数や取扱量等の化管法で規定する要件を満たさないことから届出対象外となる事業者（以下「すそ切り以下事業者」という。）に係る排出量に関して、推計手法の検討を行うとともに、その手法を取り入れて令和 4 年度の排出量推計を実施する。また、化管法の見直しに伴う新規対象物質の排出量推計についても、より正確に行えるよう推計手法について検討を行い、令和 6 年度に行われる令和 5 年度排出量推計を見据えた対応を実施する。

さらに、届出外排出量のうち、1) ~ 4) に含まれるオゾン層破壊物質及び 1) に含まれる低含有率物質排出量に関して、推計手法の検討を行うとともに、その手法を取り入れて令和 4 年度の排出量推計を実施する。

3. 事業内容

対象業種に属する事業を営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が 20

人以下又は当該事業者の有する事業所における第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン未満であるなどの理由により、届出対象とならなかった第一種指定化学物質の排出量の推計を対象とする。

また、オゾン層破壊物質及び低含有率物質に係る排出量についても推計を実施する。

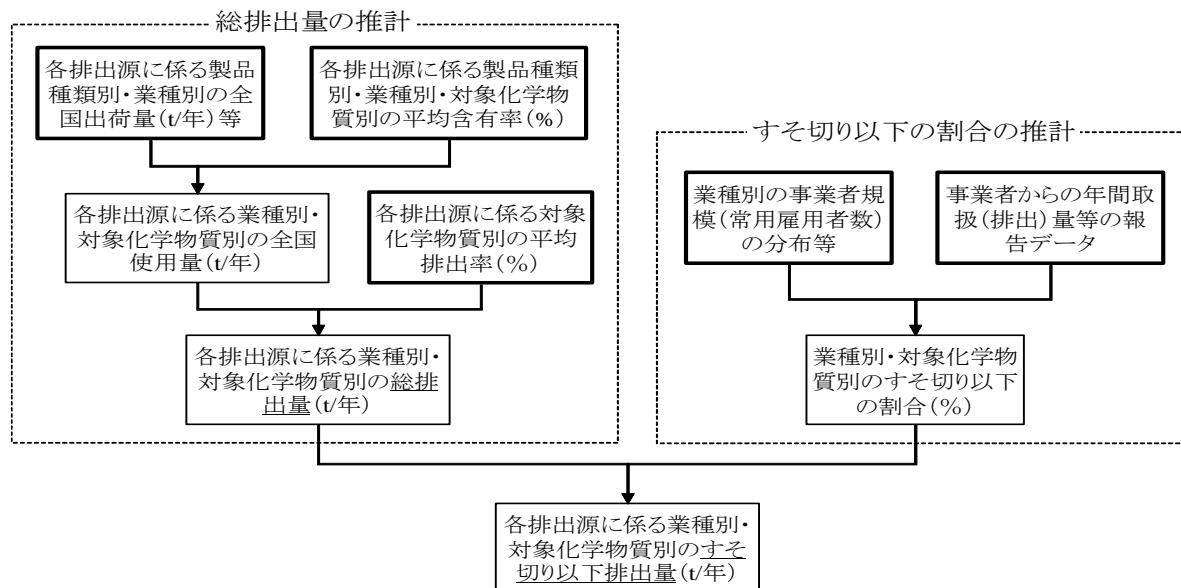
(1) すそ切り以下事業者からの排出量（令和4年度排出量）の推計

令和4年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計実施に際して、全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計、追加物質の総排出量の推計（追加物質推計）、追加排出源からの総排出量の推計（追加排出源推計）を行う。

1) 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計

「塗料」、「接着剤」、「粘着剤等」、「印刷インキ」、「工業用洗浄剤等」、「燃料（蒸発ガス）」、「ゴム溶剤等」、「化学品原料等」、「剥離剤（リムーバー）」、「滅菌・殺菌・消毒剤」、「表面処理剤」、「試薬」、「繊維用薬剤」及び「プラスチック発泡剤」の用途（最終製品の種類）等を特定した排出源ごとに、対象化学物質の出荷量、使用量等のデータを基に総排出量を推計する。

（ベース物質の「排出源別排出量推計手法」のフロー）



(対象とする排出源及び化学物質1/2)

政令番号	物質名	1 塗料	2 接着剤	3 粘着剤等	4 印刷インキ	5 工業用洗浄剤等	6 燃料(蒸発ガス)	7 ゴム溶剤等	8 化学品原料等	9 剥離剤(リムーバー)	10 滅菌・殺菌・消毒剤	11 表面処理剤	12 試薬	13 繊維用薬剤	14 プラスチック発泡剤
4	アクリル酸及びその水溶性塩									●					
7	アクリル酸 n-ブチル									●					
13	アセトニトリル									●					
20	2-アミノエタノール									●					
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)					●				●					
31	アンチモン及びその化合物									●					
53	エチルベンゼン	●			●		●		●						
56	エチレンオキシド								●		●				
57	エチレングリコールモノエチルエーテル									●					
58	エチレングリコールモノメチルエーテル									●					
80	キシレン	●	●	●	●		●	●	●				●		
83	クメン				●					●					
125	クロロベンゼン									●					
127	クロロホルム									●					
132	コバルト及びその化合物									●					
144	無機シアノ化合物(錯塩及びシアノ酸塩を除く)									●					
150	1,4-ジオキサン									●					
157	1,2-ジクロロエタン									●					
186	塩化メチレン		●			●			●	●	●		●		●
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール									●					
213	N,N-ジメチルアセトアミド									●					
218	ジメチルアミン									●					
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド						●								
232	N,N-ジメチルホルムアミド									●				●	
240	スチレン									●			●		
262	テトラクロロエチレン						●			●					
275	ドデシル硫酸ナトリウム					●			●						

(対象とする排出源及び化学物質 2/2)

政令番号	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤(リムーバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤	プラスチック発泡剤
277	トリエチルアミン								●						
278	トリエチレンテトラミン								●						
281	トリクロロエチレン					●			●				●		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン						●		●					●	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン						●		●					●	
300	トルエン	●	●	●	●		●	●	●					●	
302	ナフタレン									●					
309	ニッケル化合物									●					
333	ヒドラジン								●						
336	ヒドロキノン								●						
349	フェノール								●						
374	ふつ化水素及びその水溶性塩								●			●			
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド					●			●						
392	n-ヘキサン	●	●	●			●		●						
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩									●					
400	ベンゼン						●		●						
405	ほう素化合物								●						
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る)						●			●					
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル							●							
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム							●		●					
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル						●			●					
411	ホルムアルデヒド									●					
415	メタクリル酸									●					
438	メチルナフタレン									●					
455	モルホリン									●					

※上記政令番号は令和4年度までのもの

2) 追加物質の総排出量の推計

ベース推計ですぞ切り以下排出量が既に推計されている排出源のうち、十分な数のデータが得られているものについて、「ベース推計による総排出量」と「排出量としての物質間の相対的な比率」を掛け合わせること等により、ベース推計の対象となっていない物質に拡充する形で総排出量を推計する。

3) 追加排出源からの総排出量の推計

ベース推計の対象とならない排出源のうち、業種ごとに設定する主な排出源（ベース排出源）とベース推計の対象とならない排出源（追加排出源）との相対的な比率を使用する等して、追加排出源からの総排出量を推計する。なお、推計対象とする追加排出源としては、「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」とする。

4) すそ切り以下事業者に係る排出量の推計の実施

経済センサス等に基づき、業種別や対象化学物質別に「すそ切り以下事業者の割合」を算出する。この「すそ切り以下事業者の割合」の算出結果と、1)、2) 及び3) の数値情報に基づき、対象となる排出源別のすそ切り以下事業者に係る排出量の推計を実施する。

推計手法については、最適な資料等を用いて、必要に応じてより正確な方法を検討する。なお、排出量の推計結果に大きく影響する異常値を除去するため、排出率等の数値情報については、業種や用途との整合性を含めたチェックを行って異常値を抽出し、確認を行う。

また、調査報告書として取りまとめを行う。

(2) オゾン層破壊物質の排出量（令和4年度排出量）の推計

オゾン層破壊物質に関する届出対象とならない主な排出源としては、洗浄剤や噴射剤等の使用、発泡剤や冷媒等としてオゾン層破壊物質を含む製品の使用・充填・廃棄等があり、これらについては、第一種指定化学物質ごとに、そのライフサイクルに基づいた排出量推計を実施する。

なお、オゾン層破壊物質の代替物質として使用されている物質のうち、京都議定書で温室効果ガスとされている物質の環境中への排出量の推計手法は、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化小委員会において、排出源ごとに確立されている。令和4年度排出においても、2006年IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）ガイドラインに極力準拠する形で推計を実施する。

<調査対象>

以下に掲げる物質及び用途ごとに排出量の推計を実施する。

◎対象とする物質（21物質）

	政令番号	物質名	別名		政令番号	物質名	別名
1	1-288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	12	1-106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
2	1-161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	13	1-176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
3	1-284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	14	1-103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
4	1-163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	15	1-185	ジクロロヘンタフルオロプロパン	HCFC-225
5	1-126	クロロヘンタフルオロエタン	CFC-115	16	1-104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22
6	1-380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	17	1-164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123
7	1-382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	18	1-105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
8	1-211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	19	1-386	臭化メチル	ハロン-1001
9	1-107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	20	1-149	四塩化炭素	CTC
10	1-263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112	21	1-279	1,1,1-トリクロロエタン	TCA
11	1-177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21				

※上記の政令番号は令和4年度までのもの

◎対象とする用途

1	硬質ウレタンフォーム	6	家庭用エアコン
2	押出発泡ポリスチレン	7	エアゾール製品
3	業務用冷凍空調機器	8	ドライクリーニング溶剤用途
4	家庭用冷蔵庫	9	消火剤用途
5	カーエアコン	10	工業洗浄剤用途

<調査内容>

①排出量推計に必要な数値情報等の収集

当該推計に必要となるデータ（用途を含む）を収集する。

※ データ例；産業構造審議会資料、総務省「経済センサス基礎調査」、総務省「固定資産の価格等の概要調書」、総務省「国勢調査」、経済産業省「生産動態統計年報化学工業統計編」、その他の統計情報等。

※ その他必要に応じ、ホームページ等の公表資料、文献等の調査を実施する。

②排出量の推計の実施

前記、①の数値情報に基づき、対象となるオゾン層破壊物質（21物質）に係る排出量の推計を実施する。なお、排出量の推計結果に大きく影響する異常値を回避するため、排出率等の数値情報については、業種や用途との整合性を含めたチェックを行って異常値を抽出し、確認を行う。

また、調査報告書として取りまとめを行う。

(3) 低含有率物質の排出量（令和4年度排出量）の推計

化管法において、製品の質量に対して第一種指定化学物質の割合が1パーセント（特定第一種指定化学物質については0.1パーセント）未満の製品の使用に伴う排出量については届出対象外であり、これらのうち、製品の取扱量が大きいことにより事業所から一定程度の排出が見込まれ、かつ信頼できる情報が得られる場合においてのみ推計の対象とすることになっている。

令和3年度排出量までの推計においては、鉛化合物等の対象化学物質を微量含有している石炭の燃焼に伴う対象化学物質のみを対象として排出量を推計してきたところであり、その他の製品については、現時点において信頼できる情報が得られていないことから、排出量の推計は実施していない。

本事業においては、令和4年度事業（令和3年度排出量）までに実施してきた石炭の燃焼に伴う低含有率物質の排出量に係る推計手法の検討を踏まえた令和4年度排出量の推計を実施する。

<調査内容>

①排出量推計に必要な数値情報等の収集

当該推計に必要となるデータを収集する。

※ データ例；「電力統計調査」（経済産業省）、他。

※ その他必要に応じ、ホームページ等の公表資料、文献等の調査を実施する。

②排出量の推計の実施

前記、①の数値情報に基づき、第一種指定化学物質低含有率物質からの対象化学物質に係る排出量の推計を実施する。なお、排出量の推計結果に大きく影響する異常値を回避するため、排出率等の数値情報については、業種や用途との整合性を含めたチェックを行って異常値を抽出し、確認を行う。

また、調査報告書として取りまとめを行う。

(4) 都道府県別の排出量の推計

(1)～(3)で推計を実施した全国のすそ切り以下事業者の排出量、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量に対し、事業所形態の地域差等を勘案して適切な配分指標を設定し、都道府県別排出量として推計する。

また、調査報告書として取りまとめを行う。

(5) 令和5年度以降のためのデータ取得の検討

令和5年度以降の推計作業に必要となるデータについて検討し、必要な場合はデータ

の取得を行う。

(6) 新規対象物質の排出量推計手法の検討

化管法の見直しに伴う新規対象物質の排出量推計手法の検討に当たり、関係業界団体へのヒアリング等を行い、令和6年度に実施される令和5年度排出量推計に必要な対応について取りまとめを行う。

(7) 推計手法及びデータの整理

本年度実施した推計の手法、データ等を整理し、本年度事業の報告書と併せて経済産業省へ提出する。

4. 実施方法

(1) 国内外の各種統計データ・公開情報・文献等からの情報収集・整理・分析

(2) その他、事業実施者が適当であると思う方法

(3) 事業実施に当たっては、当省担当者と定期的に十分な打合せを行うこととする。

5. 調査実施期間

委託契約締結日から令和6年3月22日まで。

ただし、令和4年度排出量の推計は、「令和4年度届出排出量・移動量及び届出外排出量の集計結果」の公表（令和6年2月下旬を予定）に間に合う期日で行うこと。

6. 納入物

・調査報告書電子媒体（CD-R） 1式

- 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

・調査報告書電子媒体（CD-R） 2式（公表用）

- 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入

すること。

- セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
 - 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
 - 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - ◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。
- ※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。
- <https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

7. 参考資料

「令和3年度化学物質安全対策（すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査）報告書」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/R3susoe.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/R3ozone.pdf

「令和3年度届出外排出量の推計方法等」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/r3kohyo/todokedeaisanshutudata.html

8. 納入場所

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室

9. 情報管理体制

(1) 履行体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別記

様式を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

（2）履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

10. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(別紙様式)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

	氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A					
情報取扱管理者(※2)	B					
	C					
業務従事者(※3)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

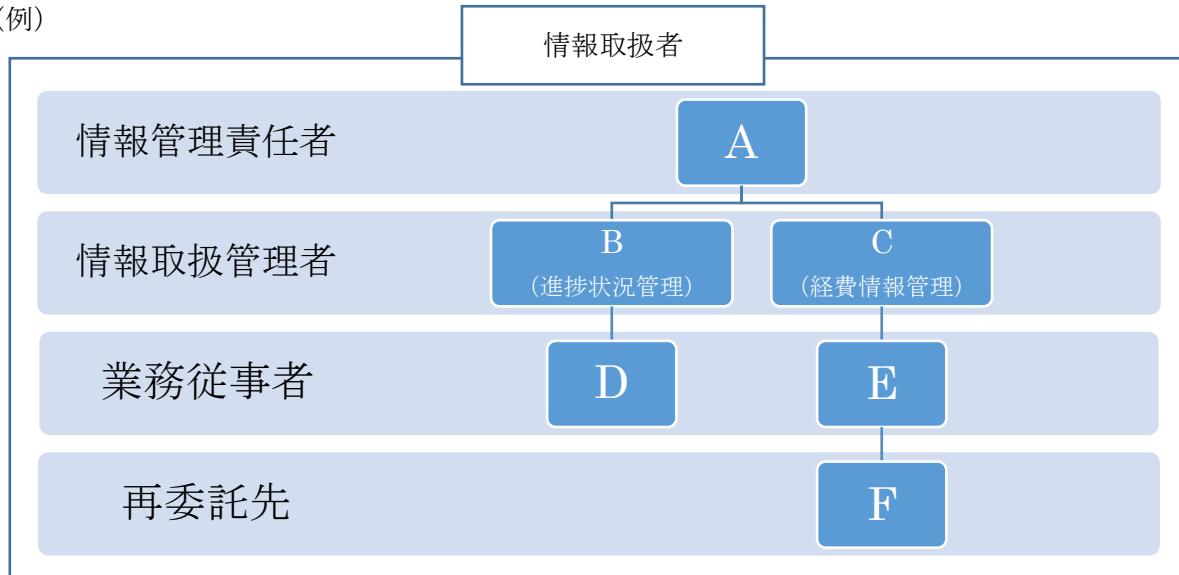
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

(別記)

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を

速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18・03・24シ第1号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管

理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
 - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
 - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
 - ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
 - ⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。
 - ⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。
- 17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8) に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求するがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。